

生産力強化に向けた水田経営モデル確立支援事業補助金交付等要綱

制 定 令和7年3月31日付け6農産第3808号

(趣旨)

第1 人口減少や高齢化、食習慣の多様化等の影響により主食用米の需要が減少する中で、肥料や燃油等の生産資材価格の高騰が稲作農業経営に深刻な影響を及ぼしている。このような情勢の中、今後、輸出等の新たな需要に的確に対応しつつ、農業者の所得確保をはじめ、稲作農業の体質強化を図っていくことが重要である。

米の生産コスト低減を広域的に推進するためには、産地内外の様々な先進事例や各種コスト低減技術の実証成果等を踏まえつつ、産地の関係者が一体となり、それぞれの産地の現状や実態に即した計画的な取組を進めることが必要である。

このため、生産力強化に向けた水田経営モデル確立支援事業では、農業者や農業者団体、地方自治体等の関係者が連携して行う米の生産コスト低減の取組を総合的に支援することとする。

(通則)

第2 生産力強化に向けた水田経営モデル確立支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 補助金は、農業者や農業者団体、地方自治体等の関係者が連携して行う米の生産コスト低減の取組を総合的に支援することを目的とする。

(事業の内容)

第4 本事業において実施する事業の内容については、次の各号に掲げるものとし、補助事業者及び事業実施主体は、別表に掲げるとおりとする。

(1) 米の超低コスト産地化に向けた取組

事業実施主体が実施する生産コストの現状分析、課題抽出、低減対策の検討、その実証及び普及等に向けた取組。

(2) 推進事務

補助事業者が行う事業実施主体による補助事業の実施を推進する事務。

(3) 成果普及活動

補助事業者が実施する事業成果の普及に関する取組。

(交付の対象及び補助率)

第5 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、事業実施主体が行う第4第1号に掲げる事業の補助並びに補助事業者が行う第4第2号及び第3号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第6 別表の区分の欄に掲げる1から3までの事業における経費の欄に掲げる経費の相互間における流用をしてはならない。

(事業実施計画の提出)

第7 事業実施計画の提出に当たっての手続は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定めるところによるものとする。

(申請手続)

第8 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を別表の交付決定者の欄に掲げる者（以下単に「交付決定者」という。）に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、こ

れを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第9 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等（補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務所長、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第10 交付決定者は、第8第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第8第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第11 補助事業者は、第8第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第10第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

第12 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、交付決定者にあらかじめ届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(事業実施状況の報告)

第13 補助事業者は、農産局長が別に定めるところにより、事業実施状況を取りまと

め、地方農政局長等に報告するものとする。

- 2 国は、事業の実施効果など補助事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、その内容を公表することができるものとする。

(債権譲渡の禁止)

- 第14 補助事業者は、第10第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、交付決定者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第15 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第16に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第16に規定する軽微な変更を除く。

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項の規定に準じて交付決定者の承認を受けることができる。
- 3 交付決定者は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

- 第16 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げるもの以外のものとする。

(事業遅延の届出)

- 第17 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって同項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第18 補助事業者は、補助事業の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに、交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項の規定による報告のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第19 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号の概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書の規定に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく事業実施主体に交付しなければならない。

(実績報告)

第20 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第15第1項の規定による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。
- 3 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金

に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第21 交付決定者は、第20第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 交付決定者は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

第22 補助事業者は、第21第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第20第1項の規定に準じて提出するものとする。

2 交付決定者は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第21第1項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第21第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

第23 交付決定者は、第15第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第10第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（1）補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合

（2）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

- (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 事業実施主体が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 事業実施主体が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 交付決定者は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第21第3項の規定を準用する。

(補助金の経理)

- 第24 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 前2項の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類及び証拠物のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

- 第25 補助事業者は、事業実施主体に補助金を交付するときは、本要綱第6、第12、第13、第15から第18まで、第20及び第22から第24までの規定に準ずる条件並びに適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきという条件を付さなければならない。
- 2 補助事業者は、間接補助事業に関して、事業実施主体から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(指導推進等)

- 第26 国は、補助事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、補助事業者に対し、必

要な指導又は助言を行うものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、補助事業の推進指導に当たるものとする。

(委任)

第27 補助事業の実施については、本要綱に定めるもののほか、農産局長が別に定めるところによる。

附 則

- 1 この通知は、令和7年3月31日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、稲作農業の体質強化総合対策事業補助金交付等要綱（令和5年3月31日付け4農産第5422号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2による廃止前の稲作農業の体質強化総合対策事業補助金交付等要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

別表（第4から第6まで、第8及び第16関係）

区 分	経 費	補助率	補助事業者	事業実施主体	交付決定者	重要な変更
1 米の超低コスト産地化に向けた取組	本要綱第4第1号に基づき行う事業に要する経費	定 額 （ 上 限 1,000万円/コンソーシアム）	都道府県農業再生協議会（経営所得安定対策等推進実施要綱（平成27年4月9日付26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の1の（2）に定める都道府県農業再生協議会をいう。）	農 業 者 や 農 業 者 団 体、地方自治体（都道府県、市町村）等により構成されたコンソーシアム	地方農政局長等	事業内容の変更 1 事業実施主体の変更 2 事業の中止又は廃止 3 国庫補助金の増又は総事業費の30％を超える増 4 総事業費の30％を超える減 5 事業実施主体ごとの国庫補助金の増 6 事業実施主体ごとの30％を超える国庫補助金の減
2 推進事務	本要綱第4第2号に基づき行う事業に要する経費	定額				
3 成果普及活動	本要綱第4第3号に基づき行う事業に要する経費	定額				